



外国人を雇用する事業主の皆さんへ

外国人雇用状況届出書（様式第3号）による届出は インターネットで登録できます

労働施策総合推進法に基づき、外国人を雇用する事業主には、**外国人労働者の雇入れ時と離職時に、在留資格などを、ハローワークへ届け出ることが義務づけられています。**

外国人雇用状況届出書（様式第3号）による届出は、ハローワークインターネットサービスの「外国人雇用状況届出システム」を利用するといつでも簡単にできますので、ぜひご利用ください。

インターネットで届け出るメリット

● 24時間、365日いつでも届出できます！

毎週日曜日22時～翌日（月曜日）8時の間は、
システムメンテナンスのためサービスを停止します。

● ハローワークへの来所は不要です！

● 複数の外国人についてまとめて届出できます！

● 届出情報をインターネットで確認・修正できます！

様式第3号（第10各部）（表裏）			
雇入れに係る外国人雇用状況届出書			
①外國人の氏名 (ローマ字)	年	名	モドルネーム
②③の者の在留資格	④の者の在留期間 (就労)(西暦) 年 月 日 まで		
⑤⑥の者の生年月日 (西暦)	年 月 日	⑦⑧の者の性別	1男 2女
⑨⑩の者の国籍・地域	⑪⑫の者の資格外活動許可の有無		
⑬⑭の者の 雇用契約書類の 提出書類の提出日 提出書類の提出日 までの提出期間	年 月 日	雇用契約書類の提出日 (西暦)	年 月 日
雇入れ月日 (西暦)	年 月 日	離職月日 (西暦)	年 月 日
年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
事業主の 事務所の名称、 所在地、電話番号等 その他事務用 (住所)	雇入れは離職に係る事業所 の名称、 (住所) その他事務用 (住所) TEL		
氏名	TEL		
社会保険料 支払額 記入欄	氏名 公共職業安定所長 殿		

ご利用方法 まずは「外国人雇用状況届出システム」へアクセス！

以下のいずれかの方法でアクセスできます。

<https://gaikokujin.hellowork.mhlw.go.jp/report/001010.do?action=initDisp&screenId=001010>

① インターネットで「外国人雇用状況届出システム」を検索する

② ハローワークインターネットサービス
(<https://www.hellowork.mhlw.go.jp/>)

- 「事業主の方」または「事業主の方へのサービスのご案内」
- 事業主の方へのサービス「外国人雇用状況届出について」
- 申請等をご利用の方へ「外国人雇用状況届出」

外国人雇用状況届出システム

検索

↓このバナーが目印です



外国人雇用状況届出システムの「操作マニュアル」は、以下のページに掲載しています。

https://www.hellowork.mhlw.go.jp/doc/gaikokujin_manual.pdf

インターネットでの届出方法（ユーザーID登録）

「外国人雇用状況届出システム」へアクセス

<https://gaikokujin.hellowork.mhlw.go.jp/report/001010.do?action=initDisp&screenId=001010>

厚生労働省
外国人雇用状況届出システム

■ 外国人雇用状況届出とは

事業主の協力に従つて、直々の事業所における外国人労働者の雇用状況を把握し、外国人労働者の雇用の変更を含めた地場の労働力確保の適正な調整及び外国人労働者に対する適切な雇用管理の促進を図ることを目的としたものであります。

■ 留意事項

本システムは、原則として、直轄の場合は直轄で、以下同じ。等の適用規則により、一概もハローワークに提出を行ったことのある事業主の方は、この画面からユーザーID登録及びデータ登録を行なうことができます。以前までの新規登録による提出を行い、今後、インターネットによる提出を希望する場合は、あわせて、株式会社を離れてハローワークまでお預けせたまゝの場合は、各自の株式会社を離れてハローワークまでお預けください。

提出時の注意事項等を掲載していますので、ご確認ください。

■ お知らせ

日本語版二回目以降の提出
ハローワーク・タラトサービスの「申請等ご利用の方へ」に、外国人雇用状況届出システム操作マニュアルを掲載しています。
操作上ご不明な点等ございましたら、ご活用ください。

その他の、システムに関するお問い合わせについて、以下リンクからご確認ください。
⇒ハローワークタラトサービス 勤務情報・お問い合わせ

■ ログイン

外国人雇用状況届出システムのユーザーIDをすでにご利用の方は、ユーザーIDとパスワードを入力してログインしてください。

注意：ユーザーIDおよびパスワードは第三者に漏れれないよう大切に保管してください。

ユーザーID パスワード サービスご利用規約の同意

ログイン

■ ユーザID新規登録・パスワード再登録・お問合せ

ユーザーID新規登録 外国人雇用状況届出システムのユーザーIDをお持ちでない方は、ユーザーIDの新規登録を行ってください。
お問合せ 外国人雇用状況届出システムによるお問合せを頂戴しました。

厚生労働省職業安定局
※ホームページは、Google Chrome S、Microsoft Edge Sにて動作を行なっています。
All rights reserved. Copyright (C) Employment Security Bureau, Ministry of Health, Labour and Welfare

厚生労働省・外国人雇用状況届出システム
新規ユーザーID登録

トップメニュー > 新規ユーザーID登録

■ 新規ユーザーID登録手順

○雇用保険適用事業所番号をお持ちの方

1. 当面の「[雇用保険適用事業所からのユーザーID仮登録](#)」をクリックしてください。
「ユーザーID仮登録メール送信」に遷移します。

2. 雇用保険適用事業所番号、担当者eメールアドレスを入力し、「同意します」をクリックしてください。
ユーザーID仮登録メール送信

3. しばらくすると、登録メールが通知されますのでメール内容のアドレスにアクセスしてください。
「ユーザー情報登録」が表示されます。

4. 「[ユーザー情報登録](#)」で事業所情報を入力してください。入力後「ユーザー情報登録」をクリックしてください。
「ユーザー情報登録確認」が表示されます。

5. 「[ユーザー情報登録確認](#)」で表示されている事業所情報を確認し、誤りがなければ「確認OK」をクリックしてください。
ユーザーID本登録メールが送信されますのでメール内容を確認してください。
また、ユーザー登録（ユーザーID本登録メール送信）が完了します。ユーザーIDの登録が完了です。

6. ログインを行い、雇用状況の報告をおこなってください。

① 雇用保険適用事業所番号をお持ちの方
② 雇用保険適用事業所番号をお持ちでない方
③ 雇用保険適用事業所番号をお持ちでない方
④ 雇用保険適用事業所からのユーザーID登録

トップメニュー ▲ このページのトップへ
厚生労働省職業安定局

- ①雇用保険適用事業所番号をお持ちの場合
▶「雇用保険適用事業所からのユーザーID仮登録」
- ②雇用保険適用事業所番号をお持ちでない場合は
▶「雇用保険非適用事業所からのユーザーID仮登録」
- をそれぞれクリック

厚生労働省・外国人雇用状況届出システム
ユーザーID仮登録メール送信

トップメニュー > 新規ユーザーID登録 > ユーザID仮登録メール送信

■ 操作説明

下記の注意事項を読み、同意する場合、雇用保険適用事業所番号、担当者eメールアドレスを入力し、「同意します」をクリックしてください。
ユーザーID仮登録メールを送信します。

・上記に同意できない場合は、「戻る」をクリックしてください。
雇用保険適用事業所番号 (半角数字)
担当者eメールアドレス
担当者eメールアドレス(再入力)

(ユーザーID登録)を完了してください。
2.4時間以内にユーザー情報登録が完了しない場合は、仮登録は破棄されます。

戻る 同意します



厚生労働省・外国人雇用状況届出システム
ユーザーID仮登録メール送信

トップメニュー > 新規ユーザーID登録 > ユーザID仮登録メール送信

■ 操作説明

下記の注意事項を読み、同意する場合、新規用語、登録のハローワーク、担当者eメールアドレスを入力し、「同意します」をクリックしてください。
ユーザーID仮登録メールを送信します。

新規用語
登録のハローワーク
担当者eメールアドレス
担当者eメールアドレス(再入力)

ユーザーID仮登録メールを送信しました。
2.4時間以内にユーザー情報登録が完了しない場合は、仮登録は破棄されます。

戻る 同意します

それぞれ次画面で必要事項を入力し「同意します」をクリック

- ▶ 入力したメールアドレスに**仮登録メール**が自動送信されるので、**メール**が届いたら開く
- ▶ ユーザ情報登録画面から必要事項（パスワードの設定を含む）を入力
- ▶ 「**ユーザー情報登録**」をクリック
- ▶ 次画面で登録内容を確認し「**確定**」をクリック
- ▶ **本登録完了**

インターネットでの届出方法（届出内容の登録）

「外国人雇用状況届出システム」へアクセス

<https://gaikokujin.hellowork.mhlw.go.jp/report/001010.do?action=initDisp&screenId=001010>

The screenshot shows the homepage of the 'Employee Status Reporting System'. It features a purple header bar with the system name. Below it is a main content area with several sections: 'Employee Status Reporting Instructions', 'Notes', 'Information', 'Login', and 'User ID New Registration / Password Reset - Inquiry'. The 'Login' section contains fields for 'User ID' and 'Password', with a red dashed box highlighting the 'Login' button. At the bottom, there's a footer with copyright information.

The screenshot shows the 'Business Entity Information Confirmation' page. It includes a 'Previous Login Time' section with a timestamp, a note about account activity, and a 'Note' section with a link to a PDF. On the right, there's a sidebar with account details like 'Name', 'Contact Person', 'Responsible Officer', and 'Email Address', each with a red dashed box. The bottom right corner shows the Ministry of Health, Labour and Welfare logo.

登録したユーザIDと
パスワードを入力して
「ログイン」を
クリック

「雇用情報メニュー」
をクリック

The screenshot shows the 'Employment Information Menu' page. It has a 'Business Entity Information' section and a 'Menu' section. In the 'Menu' section, there's a 'New Registration' section with a red dashed box around the 'New Registration' button. To the right, there's a sidebar with various menu items and a note about reporting requirements.

「外国人雇用情報
新規登録」をクリック

The screenshot shows the 'New Registration' page for foreign employment information. It has a 'Operation Guide' section with instructions and a large form area. The form includes fields for 'Name (Romanized)' (with a red dashed box), 'Name (Katakana)', 'Address' (with a red dashed box), and a 'Reference' section. At the bottom, there's a red dashed box around the 'New Registration' button. The footer contains copyright information.

雇用情報新規登録画面で必要事項を入力

- ▶ 「外国人雇用情報新規登録」をクリック
- ▶ 次画面で「確定」をクリック
- ▶ 登録完了

外国人雇用状況届出システムよくあるご質問

1 申請方法について

質問

これまでには外国人雇用状況届出書（様式第3号）の届出用紙を利用してハローワークで届出を行っていました。今後はインターネットでの届出に変更したいです。必要な手続きはありますか。

回答

これまでに、**外国人雇用状況届出書（様式第3号）**、**雇用保険被保険者資格取得届（様式第2号）**、**雇用保険被保険者資格喪失届（様式第4号）**の届出用紙を使って、一度でもハローワークに外国人雇用状況の届出を行ったことのある事業主の方は、インターネット上からユーザIDとパスワードを取得することはできません。
お手数ですが、事業所を管轄するハローワークまでお問い合わせください。

2 ログイン情報の管理

質問

ユーザID、パスワード、メールアドレスがわからなくなりました。

回答

管轄のハローワークまでお問い合わせください。
ハローワークで登録状況を確認します。

3 社会保険労務士による届出

質問

社会保険労務士がインターネットで届出を行う場合の注意点について教えてください。

回答

社会保険労務士の方も、事業主の方と同様に、インターネット上からユーザIDとパスワードを取得できます。登録時の担当者氏名欄に「社会保険労務士 ○○○○」と社会保険労務士の名称を冠して氏名を記載してください。

雇用保険被保険者となる外国人の場合は、雇用保険被保険者資格取得届または雇用保険被保険者資格喪失届に「国籍・地域」や「在留資格」などを記入してハローワークに提出すると、外国人雇用状況の雇入れまたは離職の届出ができます。また、e-Gov電子申請（<https://www.e-gov.go.jp/>）からも登録ができます。
その場合、外国人雇用状況システムからの届出は不要です。